

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

横浜市

2 構造改革特別区域の名称

不登校等生徒支援教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

横浜市の全域

4 構造改革特別区域の特性

横浜市は353万人以上の人口を有し、市立小学校354校、市立中学校145校を設置運営している。また、市立小学校に18万2千人弱、市立中学校7万3千人弱の児童生徒が在学し、不登校児童生徒数は小学校1,064人、中学校2,409人であり、小学校で6学級に1人弱、中学校で1学級に1人強という割合であっても市全体としては多大な数となる。

さらに、横浜市立学校においては、在籍児童生徒数に占める不登校児童生徒の割合は、小学校で0.59%・中学校で3.22%であり、全国平均の小学校0.36%・中学校2.73%のいずれも上回っている。

横浜市では平成14年度よりスクールカウンセラーを全中学校に配置するなど、予防的対応や不登校児童生徒の状況にあった対応を行ってきた。しかしながら、不登校の現状を真摯に受け止め、増加傾向に歯止めを掛け、一人でも多くの児童生徒が充実した学校生活を送れるようにするため、平成16年度を新たな不登校対策に取り組むためのスタートラインと考え、不登校対策アクションプランを策定し、不登校への具体的な取組を実施していくこととしている。

また、本計画の実現により、学校法人国際学園が設置する不登校生徒を対象とした星槎中学校において、教育の特色の一つとする体験型の総合的な学習を行うにあたり、横浜市は自然環境の面では、多摩丘陵、丹沢山塊、箱根等の丘陵・山地部にも、湘南や相模湾等の海岸部にも近く、加えて近郊農業や京浜工業地帯の中核として、施設見学や社会見学等の立地にも恵まれているところである。

(参考1) 横浜市の規模

	人口	公立小学校		公立中学校	
		校数	学級数	校数	学級数
横浜市	353万人	354校	6,199学級	145校	2,279学級
全国平均	4万人	7校	83学級	3校	35学級

(参考2) 横浜市の不登校の現状

(平成14年度)

	小学校			中学校		
	児童数	不登校数	出現率	生徒数	不登校数	出現率
横浜市	181,882人	1,064人	0.59%	72,908人	2,409人	3.22%
全国平均	2,234人	8人	0.36%	1,159人	33人	2.73%

5 構造改革特別区域計画の意義

学校法人国際学園が新たに中学校を設置し、小学生当時に不登校あるいは不登校傾向にあった生徒や、他の中学校に学籍がありながら不登校となっている生徒に教育の場を提供することは、不登校対策アクションプランを策定し、横浜市から不登校をなくすために学校や教育委員会で取り組んでいる施策と連携して進める内容と言える。

また、民間団体の一つである学校法人の発意を活かし、具体化していくことは、横浜市中期政策プランの基本目標である「民の力が存分に発揮される都市・横浜」の実現に繋がるものである。

なお、当該中学校を設置運営する学校法人国際学園は、昭和55年度の設立以降、通信制の高等学校、幼稚園、福祉関係の専門学校を設置運営してきており、さらに平成16年度には特別支援教育の専門家等の養成を行う通信制の星槎大学を設置したところである。また、星槎グループ内では、平成5年度より通信制高等学校の技能教育施設を設置し、中学生当時に不登校だった生徒の教育を行っている。さらに、学校教育法第1条に基づく学校ではないが、不登校の中学生を対象としたフリースクールを平成8年度から設けており、不登校生徒を対象とした中学校を設置するにあたっての実績は有している。

6 構造改革特別区域計画の目標

学校法人国際学園が新たに設置する中学校は、不登校あるいは不登校傾向のある生徒に対して、生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行う観点から特別な配慮を行うために、現行の教育課程の基準によらない教育課程を編成し、実施する。また、引きこもり等により登校が困難な生徒に対し、継続した学習環境を保証し、支障なく復学できるよう、IT等を活用した学習活動を可能とする。さらに、校地・校舎を借用とすることによって、専任のスクールカウンセラーを配置する等により教育内容の充実を図る。

このような教育上特別な配慮を講じた中学校を設置するとともに、不登校で家庭に引きこもりがちな生徒に対し、ハートフルフレンドとして大学生や大学院生を家庭に派遣することや、ハートフルスペース（適応指導教室）やハートフルルーム（相談指導学級）において再登校や社会的自立に向けた相談、指導を行うことによって、一人でも多くの生徒が充実した学校生活を送れるようにするもので

ある。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画は、不登校あるいは不登校傾向の生徒が、一人でも多く充実した学校生活を送れるようにするためのものである。

この趣旨に鑑みれば、直接的・短期的な経済的効果は想定されず、また社会的効果としての教育の成果については、一朝一夕に測れるものではなく時間をかけた十分な検証が必要であるが、次のような効果が現れるものと確信している。すなわち、本計画が実施されれば、関連事業として「9」で後述するハートフルフレンド家庭訪問事業など各種事業や平成16年3月に策定した不登校対策アクションプランとも相俟って、学校法人国際学園が不登校あるいは不登校傾向の生徒のために新たな中学校を設置することによって、生徒の実態に応じたきめ細かな指導が可能となり、生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立に向けて支援することができることとなる。将来的には、引き続き横浜から不登校をなくすよう努める。

8 特定事業の名称

803(818)不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化

805 IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業

820(801-2)校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が認める事項

(1) ハートフルフレンド家庭訪問事業

不登校で家庭に引きこもりがちな児童生徒に対し、心理学の専門家等の指導の下に、ハートフルフレンド(大学生・大学院生)を家庭に派遣し、状態の緩和と保護者の不安の解消を図る。

(2) ハートフルスペース(適応指導教室)

不登校児童生徒に対して、自己肯定感と相互の信頼関係を育み、再登校や社会的自立に向けた相談・指導を行う。

市内2箇所において、専任教諭2名、指導員・相談員14名、支援アドバイザー2名の指導の下、創作活動や軽スポーツ、体験活動を実施している。

毎月の出席・活動状況を在籍校に報告するなど、各般の情報提供・情報交換により、学校との連携を図っている。

(3) ハートフルルーム(相談指導学級)

不登校児童生徒に対して、基本的生活習慣の確立、基礎学力の補充、学校生活への適応等を図り、再登校や社会的自立に向けた相談・指導を行う。

市内8箇所において、主任指導員各1名、指導員各2名、支援パートナー各1名の指導の下、教科指導や体験活動等を実施している。

毎月の出席・活動状況を在籍校に報告するほか、学期1回、在籍校担任者会を開催し通級児童生徒との交流の場を設定することにより、学校との連携を図っている。

(4) 教育相談事業

教育総合相談センターにおいて、保護者、児童生徒、教師を対象に、教育全般にかかわる問題の相談に応じるとともに、臨床心理士や児童精神科医等による専門的な相談を実施している。

また、いじめ等に関する相談を受け付ける「いじめ110番」も開設している。

(5) 区教育相談事業

各区福祉保健センターにおいて、乳幼児期から学童期・思春期までを対象とした総合的な相談を行うとともに、子どもや家庭の問題に関する専門機関など、子育てに関する情報を提供している。

また、教育相談員や学校カウンセラーが学校に訪問して、相談を行っている。

(6) スクールスーパーバイザー派遣事業

教育や心理の専門家を学校に派遣し、教員の問題解決能力の向上と学校での相談機能の充実を図るために支援を行っている。

別紙 1

- 1 特定事業の名称
803(818)不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
学校法人国際学園が設置する星槎中学校
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
構造改革特別区域計画の認定の日
- 4 特定事業の内容
 - (1) 事業主体
学校法人国際学園
 - (2) 事業が行われる区域
横浜市(平成17年4月に設置予定の私立星槎中学校)
 - (3) 事業の実施期間
平成17年4月1日の中学校設置認可以降
 - (4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細
神奈川県横浜市緑区十日市場町 1726-4 に学校法人国際学園が設置する星槎中学校において、教育上特別に配慮が必要な不登校あるいは不登校傾向の生徒に対し、現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を行う。
- 5 当該規制の特例措置の内容
 - (1) 学校名
星槎中学校(設置者は学校法人国際学園)
<対象生徒>
入学対象の生徒は、不登校及びそれに類する状態にある生徒とする。
不登校生徒
何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあり、年間30日以上欠席した生徒をいう。
それに類する状態にある生徒
ア に類する状態にある生徒(断続的な不登校など、年間の欠席が30日に満たないものも含む)
イ 不登校状態であるが、出席扱いになっている生徒
 - ・ ハートフルスペース(適応指導教室)に通室している生徒
 - ・ ハートフルルーム(相談指導学級)に通級している生徒

- ・ 保健室登校が継続している生徒
 - ・ 活動内容により出席扱いとされるNPOや民間教育施設に通う生徒
- 入学者及び編入学者選抜方法

入学及び編入学の選考は書類審査と面接とし、その基準は星槎中学校の教育方針についての理解と意欲、3年間の継続した学習に耐えるかの判断となる。また、必要に応じて心理検査を課す場合もある。ただし、重度の知的障害・身体障害を有する生徒と暴力的傾向を持つ生徒は、そうした生徒を特別に指導する余裕が星槎中学校にはないため、小学校段階もしくは転・編入前の中学校における成績のいかんを問わず原則的に入学及び編入学を認めないこととする。

なお、入学者及び編入学者については、星槎中学校において当該時点において在籍している学校長に対し当該者の出欠状況等を確認した上、上記在学対象生徒に該当する旨、毎年度横浜市に報告することとする。

(2) 不登校生徒に対する具体的な配慮事項

教職員配置計画

星槎中学校の教員は、専任の教職員を中心に、専任スクールカウンセラーから指導・連携をとるとともに、特別な支援教育の専門性を有する者、星槎大学の教員、横浜国際福祉専門学校等々の教員などからも指導を受けることができる教育環境を整備する。また、日常生活の中での教育相談では、お兄さん・お姉さんの立場から子どもたちに接し、相談相手となるメンタルサポーターも活用する。

名称	人的配置	人数	
		初年度	完成時
1. 校長	校長は1名配置する。	1	1
2. 教頭	教頭は1名配置する。	1	1
3. 主任	主任は教頭を補佐し、教諭等を指導監督するものとして、2名配置する。	2	2
4. 教諭	教諭は不登校や発達障害及び教育相談に精通したものを配置する。	5	9
5. 養護教諭	養護教諭は生徒のカウンセリングに十分力を発揮する者を配置する。	1	1
6. スクールカウンセラー	スクールカウンセラーを生徒、保護者等に対する相談体制の充実を目的として常時配置する。	1	1
7. メンタルサポーター	児童・生徒のお兄さん、お姉さん役のメンタルサポーターを非常勤で配置する。	(3)	(6)

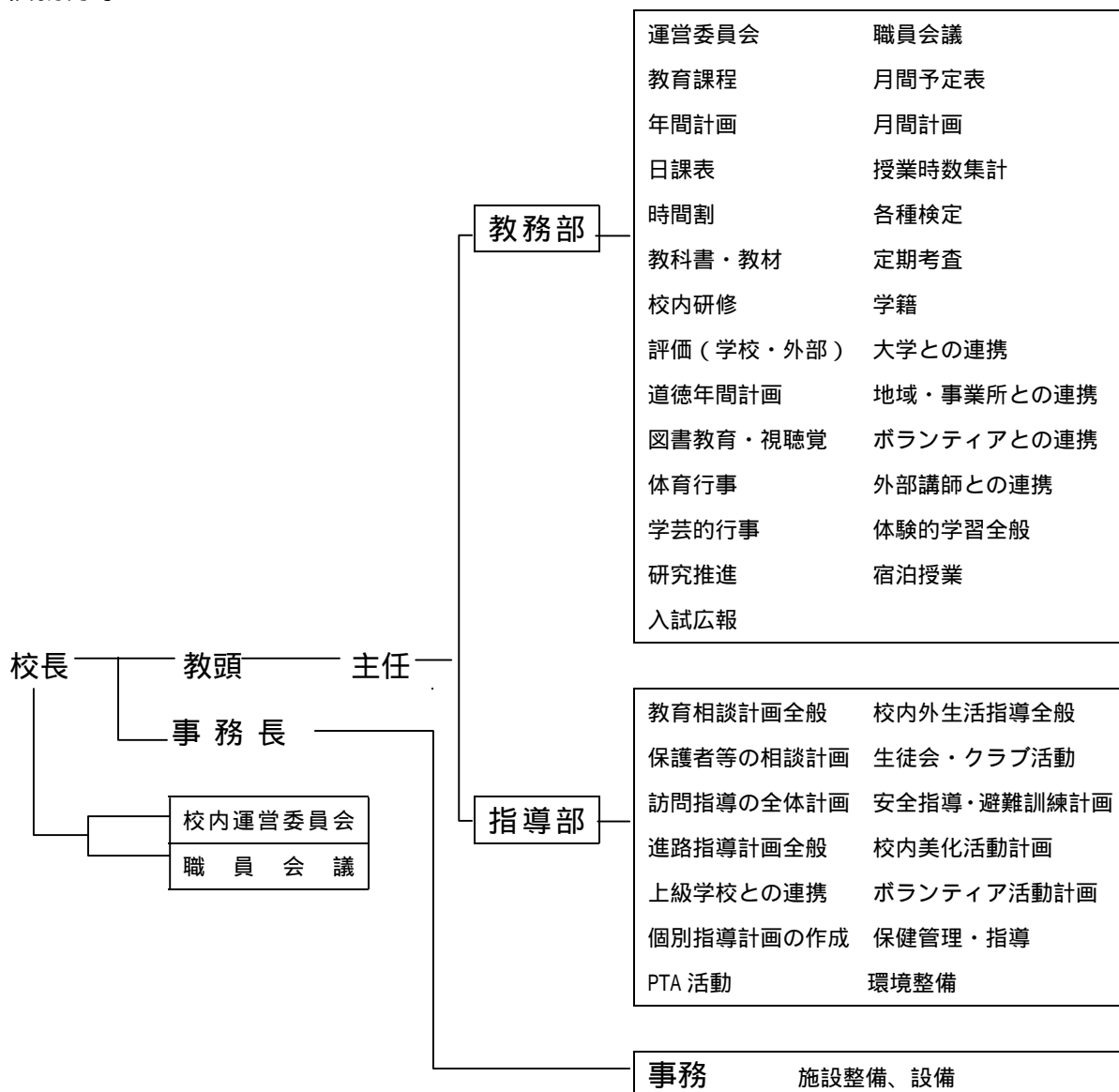
8. 事務長	事務長を1名配置する。	1	1
9. 事務職	事務職については1名配置する。	0	1
合計		12(15)	17(22)

()は非常勤を含めた数

メンタルサポーターについて

1. メンタルサポーターは、その資格として星槎大学等において特別支援教育に関する専門的教育を受け、なおかつ教職を志している学生の中で、星槎中学校の前期中等教育に理解を持つ者、並びに同等の資質を持つ者と学校長が認定した者を非常勤として任用する。
2. その仕事の内容としては、星槎中学校の生徒が抱える広汎性発達障害等又はそれに類する事柄に関し、その IEP を把握した上で、登校支援を行うことを専らの業務とする。
3. メンタルサポーターは、対象とした生徒の心理相談過程に関し、カウンセラーの指導の下、詳細に学校長に報告する義務を要する。

校務分掌



平成 17 年度 4 月開校時想定人数

学 年	1 年	2 年	3 年	合計
人 数	60	30	30	120
学 級	2	1	1	4

施設・設備に関する特別な事項

ア 教科教室制

効果的な学習を行うために、授業は専用教室で行われる「教科教室制」を採用し、生徒は教科ごとに教室を移動して授業を受ける。担任教員は各教室に机を置き、いつでも生徒の質問や相談に対応できるように待機する。

また、学級担任は、生徒と教員が学校での生活時間をできるだけ一緒に過ごすという「師弟同行」を実践する。

イ 農業実習場の設置

野外実習・労作学習・フィールドワークを多様な行事の中で実施する。

授業時数における配慮

一人一人の生徒に対する指導の時間と生徒自身が考える時間を十分に確保する必要から、授業時数を大幅に増やす。また、小学校における基礎の上に、不登校生徒等の実態及び一人ひとりの発達段階に即した指導を実施し、中学校における教育の目標を達成するため学校 6 日制とし、積極的な登校支援に努める。

【一週間当たりの授業時数】

学年	一週間当たりの授業時数	
	星槎中学校	標準授業時数
1 年	32	28
2 年	33	28
3 年	33	28

【総授業時数】

学年	年間授業時数	
	星槎中学校	標準授業時数
1 年	1,120	980
2 年	1,155	980
3 年	1,155	980

【週時程】

時 程		月	火	水	木	金	土
09:25	朝 会						全 校 体 育
09:55 10:45	1 校時	英 語	英 語	数 学	国 語	道 徳	
10:50 11:35	2 校時	国 語	国 語	英 語	英 語	国 語	
11:40 12:30	3 校時	数 学	数 学	国 語	数 学	情報基礎	
	昼 食						
13:15 14:05	4 校時	理 科	音 楽	総合学習	理 科	保健体育	
14:10 15:00	5 校時		美 術 造 形 芸		社 会		
15:05 15:55	6 校時	社 会			特別活動		
	清 掃						
16:10 16:20	S H R						
16:30	下 校						

国語、数学、英語は、学年の枠を超えた習熟度別授業。

午後は、他の教科との関連を十分に図り、体験学習、社会見学、野外実習、労作学習、実験実習、フィールドワーク、情報学習等を大幅に取り入れ、指導方法に問題解決学習を中心とした合科的指導の取組を中心に行う。

(「科目ごとの授業時数」を挿入)

科 目 ご と の 授 業 時 数

		星槎中学校			標準授業時数		
		年間授業時数					
		<年35週>			<年35週以上>		
学 年	1	2	3	1	2	3	
日 数	240	238	231	175	175	175	
年間授業時数〔()内は週当たり時数〕							
区分	学年	1	2	3	1	2	3
必修 教科	国 語	175(5)	175(5)	175(5)	140(4)	105(3)	105(3)
	社 会	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	85(2.5)
	数 学	140(4)	175(5)	175(5)	105(3)	105(3)	105(3)
	理 科	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	80(2.5)
	音 楽	70(2)	35(1)	35(1)	45(1.5)	35(1)	35(1)
	美 術						
	工 芸	70(2)	70(2)	70(2)	45(1.5)	35(1)	35(1)
	造 形						
	保健体育	70(2)	70(2)	70(2)	90(2.5)	90(2.5)	90(2.5)
	(校外体育)	14	14	14			
	情報基礎	35(1)	35(1)	35(1)	70(2)	70(2)	35(1)
	(技術・家庭)	35	35	35			
	外 国 語	175(5)	210(6)	210(6)	105(3)	105(3)	105(3)
道 徳	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	
特 別 活 動	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	
選 択 教 科	-	-	-	0～30	50～85	105～165	
総合的な 学習の時間	105(3)	105(3)	105(3)	70～100	70～105	70～130	
総 授 業 時 数	1,120(32)	1,155(33)	1,155(33)	980(28)	980(28)	980(28)	

生活指導・学習指導における配慮

<生活指導>

ア 心身のケア

生徒が学校に通えない状況も配慮しながら、学校に行こうとする気持ちを大切にし、スクールカウンセラーを中心とした教育相談システムや相談機能を積極的に生かし、生徒の心身のケアを重視する。また、基本的な生活習慣と協調性を確立するために、社会生活を営むために必要と思われる能力の向上を目指し、生活体験や社会体験など多様な体験的な学習を充実させる。

イ 日課表

起立性障害の生徒でも遅刻という心理的な負担を感じずに済むよう、学校運営を時間割の始業時間を遅らせつつ、2期制をとることにより、授業時間の確保に努める。

ウ 個別指導計画（IEP）

生徒一人ひとりの人権および個性が十分尊重され、生徒一人ひとりの特性に合わせた教育的な支援を受けることのできる中学校とする。そのため、なるべく早い時期にIEPが作成・運営できるよう計画する。

エ ソーシャル・スキル・トレーニング

星槎中学校の対象とする生徒の集団適応力（社会性）涵養のためにソーシャル・スキル・トレーニング（SST）を必修とする。また、保護者対象のSSTも計画し、生徒自身・家庭・学校の三位一体の教育を推進する。

オ 仲間作り（宿泊合宿）

生徒たちが親元を離れ仲間とともに集団での宿泊体験を重ねることにより、自分とは違う多様な個性の仲間をお互いに認め合い、助け合い、尊重しあっていく社会性の確立を培うとともに、家庭から一時的に離れることにより、自分のことはなるべく自分で行う身辺的な自立に向けた教育の推進と、教職員との一層の信頼関係の確立を図る。

<学習指導>

ア 「個」に応じた授業の工夫

「わかる授業・面白い授業」を行うためには、生徒一人ひとりが、積極的・主体的に学習に参加することが大切であると考え。そのため、各教科とも生徒が自らの関心や基礎学力をもとに学習スピードや学習レベル、学習量に応じたメニューを選び学ぶことができるように工夫を重ねる。

イ 学年を超えた国語・数学・英語の習熟度別クラス編成

きめ細かな教育を行う場としての教科教室制など、基礎固めから教科書を超えた発展・応用学習まで、科目ごとに生徒一人ひとりの個性と学力に対応した授業を展開する。

ウ その他の科目での配慮

国語・数学・英語以外の科目でも、社会や理科ではフィールドワークや自然体験、企業訪問体験を取り入れ、男女別の体育・音楽・美術など、教科の特性に合わせたきめ細かい指導を行う。

エ 教科教室制（再掲）

効果的な学習を行うために、授業は専用教室で行われる「教科教室制」を採用し、生徒は教科ごとに教室を移動して授業を受ける。担任教員は各教室に机を置き、いつでも生徒の質問や相談に対応できるように待機する。

また、学級担任は、生徒と教員が学校での生活時間をできるだけ一緒に過ごすという「師弟同行」を実践する。

オ 学習の手引きの活用

自主自律による学習主体の形成のために、教科の授業では、教科書とは別に「学習の手引き」を使用する。担当教員が生徒の授業での理解度等を十分考慮して、毎年新たに作成する。基礎固めから、教科書以上の発展学習への指針まで、生徒のやる気と能力によって自発的に学べるよう様々な工夫を施す。

カ 学習評価

年間4回の定期試験の点数だけではなく、生徒一人ひとりの努力、達成度や自発的に学ぶ姿勢なども考慮に入れた学習評価(形成的評価)を行う。日々の授業で行われる小テストはもちろんのこと、ノート、レポート、あるいは授業に関連した読書なども評価対象になり、個別にどれだけ学習成果をあげたかをきめ細かくチェックする。

キ 英検・漢検・数検・情報処理検定

日頃の学習成果を客観的に知り、各自の学習達成度を確認する機会として、また、学力向上とチャレンジ精神の育成に検定試験受検が大きな役割を果たすと考える。

このことを踏まえ、英語検定・漢字検定・数学検定など、各種の検定試験を希望者に受検させ、生徒の到達度目標を提示する。

ク 教職員体制（再掲）

星槎中学校の教員は、専任の教職員を中心に、専任スクールカウンセラーから指導・連携をとるとともに、特別な支援教育の専門性を有する者、星槎大学の教員、横浜国際福祉専門学校等々の教員などからも指導を受けることができる教育環境を整備する。また、日常生活の中での教育相談では、お兄さん・お姉さんの立場から子どもたちに接し、相談相手となるメンタルサポーターも活用する。

ケ 体験学習の推進

多様な体験学習・社会見学・野外実習・労作学習・実験実習・諸行事を実施するために、体験学習(労作学習)等の場の確保、評価方法の工夫に努める。また、近隣商店や企業や公的機関との連携を図り、知識だけでなく、

生・老・病・死を通して命について考える機会を設定することにも留意する。

(3) 教育課程の基準によらない部分(教育課程の内容等)

星槎中学校では、学習指導要領に示された内容を基本にしつつ、個別指導計画(IEP)を作成し、以下のような教育課程の基準の枠に必ずしもとられない運営を組織的に行うことで、不登校生徒等に配慮した教育を行うものである。

指導の形態として、理科や社会を中心に、随時、合科的指導やフィールドワーク、体験学習、ボランティア活動を導入する

指導方法としては、学年の枠を越えた習熟度別クラス編成による指導を行う

指導進度については、一人ひとりに応じた学習のレベル、学習量、学習のスピードで指導を行う

以上のような取組によって、不登校あるいは不登校傾向の生徒に教育の場を提供することは、憲法及び教育基本法の理念に合致するものである。また、以上のような教育課程の弾力化を講じたとしても、学校教育法第36条に規定する教育の目標に達するものととらえ、目標達成のための努力を行う。

<当該規制の特例措置>

学校教育法施行規則第53条「教育課程の編成」

ア 現行学習指導要領に示される各教科等の枠の中で、指導内容を細分化して新しく科目を設置し、特色ある教育課程の編成を行うことにより、生徒一人ひとりの発達段階や学習の達成度に合わせた指導を行う。

イ 各教科の指導内容は、他の教科との関連を十分に図り、体験学習、社会見学、野外実習、労作学習、実験実習、フィールドワーク、情報学習等を大幅に取り入れ、指導方法に問題解決学習を中心とした合科的指導の取組を必要に応じて行う。

【細分化、新設する教科等】

分解される教科等	分解する科目等
技術・家庭科	「情報基礎」 ねらい コンピュータやネットワーク・インターネットの様々な活用方法やそれに伴うマナーや問題点を学び、それ以降のIT活用の指針とする。

	<p>「技術・家庭科」</p> <p>ねらい</p> <p>【技術分野】 ものづくりやエネルギー利用に関する基礎的な知識と技術を習得する。</p> <p>【家庭分野】 生活の自立に必要な衣食住に関する基礎的な知識と技術を習得する。</p>
美術科	<p>「美術」</p> <p>ねらい</p> <p>感性を豊かにし、美術の基礎的能力を伸張し、豊かな情操を養う。</p> <p>「造形」</p> <p>ねらい</p> <p>1、2年生では、木製折りたたみイスや本立ての製作に取り組むなど、実用性のあるものを作ることを大きなテーマとする。</p> <p>「手芸」</p> <p>ねらい</p> <p>織物や刺繍など、手芸一般の作品を仕上げる技術をしっかりと学ぶ。</p>
総合学習	<p>「自由研究」</p> <p>ねらい</p> <p>研究テーマとしてユニークな発想や実験を推奨する。</p> <p>「全校体育」</p> <p>ねらい</p> <p>3学年一緒に活動し、体力・技術向上を目指すだけでなく、チームワークやフェアなスポーツ精神を養う。</p> <p>「体験学習」</p> <p>地域見学、ボランティア体験、自然体験等</p>

特別活動	「学級活動」 ねらい 自分たちの社会は自分たちで運営する民主主義の担い手となる資質の涵養を教育目的とする。
	「ソーシャル・スキル・トレーニング」 ねらい 集団適応力（社会性）を涵養するため。
道徳	「星槎の時間」 ねらい 人とのかかわりを大切にし、豊かな心をはぐくむと共に、温かな人間関係をつくり上げる。
	「労作教育」 ねらい 労作活動を通して、すべての生活実践のバネとなる強い意志力を培う。

【細分化する科目の名称】

教科等	分解する科目の名称
技術家庭科	「情報基礎」
美術科	「造形」・「手芸」
総合学習	「自由研究」
特別活動	「ソーシャル・スキル・トレーニング」
道徳	「星槎の時間」・「労作教育」

学校教育法施行規則第54条の2「教育課程の基準」

ア 国語・数学・英語については基礎固めから教科書を超えた発展・応用学習まで、科目ごとに生徒一人ひとりの個性と学力に対応した授業を展開するため、学年を超えた習熟度別クラス編成を実施する。

イ 科目ごとに生徒一人ひとりの個性と学力に対応した指導を充実させるため、個別指導計画（IEP）に基づいた教科の履修速度が多様化することによって、現行の学習指導要領に示す各教科等の指導内容を部分的に指導しないことを可能とする。

(4) 計画初年度の教育内容・方法等

学校6日制とし、土曜日は「自らにチャレンジする日」と位置付け、全校体育、補講、補習、各種検定試験受験、自由研究・クラブ・委員会活動、課外見学などに取り組む日とする。また、一人ひとりの関心や資質を見極め、個性に応じながら学習効果を高めるために、各教科とも「わかる授業・面白い授業」を目指し、独自のカリキュラムを編成する。

授業【教科指導】(総合的な学習は除く)の目標と方策

教科名	目標及び方策
国 語	学年を超えた「習熟度別クラス編成」をとり、個人の学習ペースに合わせた授業を行い、「読む・書く・聞く・話す」という各技能をバランスよく学習する。「学習の手引き」を使って、授業は進め、暗誦や朗誦を重視した授業を展開する。インターネットを利用して、詩歌や俳句、短歌などをお互いに添削し合い、よりよい作品に仕上げていく学習活動も行う。
社 会	基礎的な知識を得る個別学習と、お互いに意見を述べてまとめるグループ学習を取り入れる。常に「なぜ?」という疑問からいろいろな課題に当たっていく。社会見学や体験授業を豊富に取り入れると同時に、インターネットを利用した、諸統計や地図の活用を進める。
数 学	数学は個人の学習の進み具合がまちまちな教科といえる。そのため、学年を超えた「習熟度別クラス編成」をとり、個人の学習ペースに合わせた授業を行うとともに、「学習の手引き」を使って、じっくりと問題に取り組む時間も設定する。
理 科	相模や湘南の豊かな自然環境を教材として、1年生は「畑労作」を行い、農具の扱い方や作物の植え方などを学ぶ。フィールドワークや実験・観察を多く行い、得られたデータを分析して比較・考察する能力を養う。また、授業の学習以外に好きなテーマを選んで取り組む「発展学習」も推進する。
英 語	実践的な英語能力と、英語を用いての国際交流・異文化理解能力をつけることを大きなテーマとする。学年を超えた「習熟度別クラス編成」をとり、一人ひとりの英語の力を確実にアップさせる。
音 楽	「心に太陽を唇に歌を」。合唱を推奨するとともに、入学式や卒業式など、いろいろな行事の中でも合唱は欠かせない。普段は学年の枠にとらわれず、男女別、パートごとの練習が中心である。歌うことの楽しさを感じ取ることができるよう、授業も進める。また、音楽は最も国際的なコミュニケーション手段で

	あり、言語表現以外の自己表現手段であるので、必ず一人一楽器を演奏できるように指導する。秋には合唱コンクールや音楽祭を行う。
体 育	中学生の時期に基礎体力作りはとても重要である。さまざまなスポーツを通して、体をうごかすことの楽しさとルールの大切さを実感させる。冬には北海道でのスキー教室も企画し、秋には大運動会を行う。
美 術	指先を使って創造性を形にしたり、具体的な表現の仕方を学ぶことが美術の学習目標である。好きな景色を写生したり、デッサンの基礎を学んだりすることからはじめる。空想画、立体の書き方、遠近法など専門的な技術も学ぶ。デザイン画、油絵にも挑戦するとともに、優秀な作品は美術展に出品することを考えている。
造 形	1、2年生では、木製折りたたみイスや本立ての製作、陶芸に取り組むなど、実用性のあるものを作ることを大きなテーマとする。3年生は、好きなものを選ぶことができるようにさまざまな題材を設定する。
手 芸	パッチワークや染め物など、細かい作業を必要とする作品を一つひとつ丁寧に仕上げることを目標に、作品作りを進める。織物や刺繍など、手芸一般の作品を仕上げる技術をしっかりと学ぶ。3年生では、自由に課題を選ぶことができ、作品は中学校展に出品する。
情 報 基 礎	3年間を通じて授業が設定され、コンピュータやネットワークの基本的な扱い方を学ぶ。インターネットの使い方から始まり、ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフトの使い方、ホームページ作成及び情報検索能力の育成を行う。
ホーム ルーム	ホームルームでは仲間作りの基盤として、たくさんの出会いを経験できるように努める。

年間行事

月	行 事
4月	始業式・入学式・オリエンテーション・開校記念日・健康診断・PTA 総会・学級懇談会・宿泊合宿
5月	教育説明保護者会・スポーツテスト・授業参観・クラブ保護者会・避難訓練・春の学年行事・宿泊合宿
6月	保護者個人面談・合唱祭・宿泊合宿・中間考査
7月	学級保護者会・夏季合宿・古典芸能（落語等）鑑賞会・自然体験教室・サマートリップ
8月	ボランティア活動・通学労作・自由研究活動、合宿・全校体育活

	動・合宿
9月	前期期末考査・防災訓練・授業参観・第1回 学校説明会・三者面談・合唱コンクール・音楽祭・終業式・宿泊合宿
10月	始業式・体育祭・第2回 学校説明会・PTA 研修講座・秋の学年行事・弁論大会スピーチ・コンテスト
11月	父母個人面談・第3回 学校説明会・中間考査・宿泊合宿
12月	帰国生入学試験・三者面談・宿泊合宿・除夜の鐘突き会
1月	カルタ取り大会・寒稽古&マラソン大会・宿泊合宿・保護者会
2月	入学試験・1年生スキー学校・新入生保護者会・宿泊合宿・後期期末考査
3月	中学校展・卒業式・終業式・World Study Tour

自由研究計画

好きなテーマを選び、週1回の必修授業で、担当教員のアドバイスを受けながら3年間かけて取り組むものである。授業時間以外でも自主的に研究調査や練習を行いながら、週1回程度の放課後指導が受けられる体制をとり、土曜、休日等の余暇を積極的に活用する。

また、毎年3月に行われる「中学校展」で、1年間の成果を発表するとともに、外部の大会やコンテスト・コンクールに参加することも奨励する。

自由研究の種類
文芸、天文、工作、書道、生産園芸、手芸、演劇、英語研究、体操、社会、英会話、考古学、英語劇、写真、生物、吹奏楽、茶道、化学、ハンドベル、環境調査研究、物理、美術、数学 等生徒の希望するもの

自由研究や全校体育の延長上として、課外クラブを設置する。

クラブ活動

必修ではないが自らの努力で自らの個性を伸張させるためにも全生徒が何らかのクラブに参加することが望ましいと考え、自由研究や全校体育の延長上として、授業時間外に課外クラブを設置する。この際、中学校教員の他に外部の講師を迎え、より高度な技術・成果を目指し、授業時間以外に生徒が思う存分活動できる時間を設定する。

クラブ活動の種類		
男子のみ	女子のみ	男女
軟式野球	バレーボール ソフトボール	テコンドー・陸上競技 テニス・バスケットボール サッカー・吹奏楽・管弦楽 ハンドベル・演劇

全校体育（部活動）

教科体育とは別に以下の部から好きなスポーツを選んで行う、週1回の必修授業である。3学年一緒に活動し、体力・技術向上を目指すだけでなく、チ

ームワークやフェアなスポーツ精神を養う。授業以外に、早朝練習や放課後・休日練習、さらに合宿を行う部もある。

全校体育(部活動)の種類		
男子のみ	女子のみ	男女
軟式野球	ソフトボール	バレーボール・テニス ハンドボール・陸上競技 テコンドー・サッカー バスケットボール

全校ボランティア委員会(生徒会)

自分たちの社会は自分たちで運営する民主主義の担い手となる資質の涵養を教育目的として、すべての生徒がいずれかの委員会に所属し、自分たちの手で、より良い学校にするためにさまざまな活動を行う。

各委員の活動の中心は学級内であるが、校内の縦横の連携の必要性もあるため、2週間に1回委員会を開催する。

全校ボランティア委員会の種類
学級、生活、保健・体育、美化、図書、新聞、環境、視聴覚

ボランティア委員会

生活に恵まれない子どもの施設への訪問を、毎年夏休み期間に行う。合唱部、ハンドベル部や演劇部が、老人ホームを訪問し、演奏や公演を披露する。

校内での色々な当番

学 年	仕事内容	
1 学年	ごみ拾い当番	通学路のごみ拾いをする。登下校時、少人数のグループで、ごみの種類やその数の記録をとりながらごみ拾いをする。ごみを減らすことをみんなに呼びかける。
2 学年	事務室当番	1年に1回、事務室職員の仕事を体験する当番である。当番に当たった日は、電話の取り継ぎ、お客様への対応、書類の印刷や分類などを手伝う。
3 学年	週 番	1週間、全校生徒の模範として取り組む、重要な仕事である。校舎の鍵を開けることから始まり、夕方見回り鍵をしめるところまで責任を持つ。合唱の指揮を務める。
全学年	日直	学級の1日の生活運営責任者となり、教室内の整備、朝夕の集会司会、下校時の戸締まり、日誌の記録等を学級毎で2名ずつ担当する。

環境教育

自然豊かな環境で生活しながら、常に環境問題を意識する。自然と共生する教育環境作りを目指し、環境教育と環境維持活動に取り組む。星槎大学の共生科学部を中心に、世界の環境維持活動を行っている団体等と連携をとつ

て、環境教育を主体的に推進する。

委員会活動

全校委員会では、環境委員会が中心となり、ごみ分別の徹底やごみの減量化を呼びかける。古紙の回収・再利用も実施する。また、校舎内の環境整備をテーマとし、植え込みの植物の世話や、教室への草花の配置なども行う。

海外提携校との交流

自然環境問題や社会環境問題について、インターネットを介して意見交換、学習発表を行う。

畑労作

各クラスに1つ「学級園」と呼ばれる畑を与える。栽培委員会の生徒を中心に、クラスでじゃがいもやさつまいも、だいこんなどの作物を育てる。収穫時期になると、どのように食すかを相談し合う。また、理科の授業で「畑労作」は必修課題となり、農具の扱い方や、よりよい作物作りのコツを学ぶ。

国際教育

インターネットのような新しい情報網の普及によって、社会は一層国際化が進んでいる。世界を相手に活躍できる子どもを育てる国際教育は、重要な教育テーマの一つである。このことを踏まえ、海外の小学校や海外にある日本人学校等と姉妹校提携を結び、文通やインターネットを活用した意見交換や、(短期)留学やホームステイ・プログラムを含めた多様な交流を推進できる環境の整備を図る。

中 教育課程編成表 星 槎 中 学 校

学 校 教 育 目 標	「困難な場面において相手を想い、笑顔と勇気をもって立ち向かう強い心の育成」	指 導 の 重 点	1) 「心の耕作」 「人に尽くす力」をさらに発展させ、素直な心と思いやりや感謝の気持ちを基盤としながら、『自利利他』の心を培う。 2) 「科学する頭」 「考える頭」を継承し、日常生活の中で不思議や疑問をテコとして、基礎的な知識、技能、創造性を身につけるべく科学する頭を育成する。 3) 「健康な身体と不屈の意志」 スポーツや労作学習を通して、健康で頑健な身体と不屈の意志を育てる。 4) 「基本的な生活習慣と社会性」 仲間との共同生活や学習活動を通して、挨拶や衣食のマナーやルールを学ぶとともに、仲間との友情と同時に「親しき仲にも礼儀あり」というように、礼節の基本を培う。 5) 「生きた英語力と情報処理能力」=コミュニケーション能力 21世紀の国際社会の仲間となるための必要なコミュニケーション能力のみならず、論理的思考力やプレゼンテーション能力の育成も図る。
--	---------------------------------------	----------------------------------	--

星 槎 中 学 校 学 習 指 導 要 領 日 課 表

		年 間 授 業 日 数						職 員 朝 礼		8:30
		<年 35 週 >			<年 35 週以上 >			朝 会	9:25 ~ 9:55	
学 年	1	2	3	1	2	3	1 校 時	9:55 ~ 10:45		
日 数	240	238	231	175	175	175	2 校 時	10:50 ~ 11:35		
年間授業時数【()内は週あたり時数】							3 校 時	11:40 ~ 12:30		
区 分	学 年	1	2	3	1	2	3	昼 食	12:30 ~ 13:15	
	1	2	3	1	2	3	4 校 時	13:15 ~ 14:05		
必 須 科 目	国 語	175(5)	175(5)	175(5)	140(4)	105(3)	105(3)	5 校 時	14:10 ~ 15:00	
	社 会	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	85(2.5)	6 校 時	15:05 ~ 15:55	
	数 学	140(4)	175(5)	175(5)	105(3)	105(3)	105(3)	清 掃	15:55 ~ 16:10	
	理 科	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	80(2.5)	S H R	16:10 ~ 16:20	
	音 楽	70(2)	35(1)	35(1)	45(1.5)	35(1)	35(1)	下 校	16:30	
	美 術	70(2)	70(2)	70(2)	45(1.5)	35(1)	35(1)	学校の教育活動の特色 不登校もしくは不登校傾向を中心として特別支援を要する生徒を対象とした中学校とする。 国際学園の幼・(小)・中・高・大(専)へと続く一貫教育の中で、前期中等教育を考える。特に第3学年においては後期中等教育との接続を視野においた教育課程や教育の運営を考えることを原則とする。 起立性障害の生徒でも遅刻という心理的な負担を感じずに済むよう、学校運営を時間割の始業時間を遅らせつつ、2期制を採ることにより、授業時間の確保に努める。 仲間とともに歩むエンパワーメント・スクールとしての中学校作りを基本とする。生徒が主人公となれるような、バイオニア・スピリットをもって前向きに挑戦できる楽ではないが楽しい中学校。 生徒一人ひとりの人権および個性が十分尊重され、生徒一人ひとりの特性に合わせた教育的な支援を受けることのできる中学校とする。そのため、なるべく早い時期にIEPが作成・運営できるよう計画する。 星槎中学校の対象とする生徒の集団適応力(社会性)涵養のためにソーシャル・スキル・トレーニング(SST)を必修とする。また、保護者対象のSSTも計画し、生徒自身・家庭・学校の三位一体の教育を推進する。 生徒たちのエネルギーの発散と情操教育を推進するために、特別教育活動にも力点を置いた教育を推進する。そのため合唱やスポーツを中心とした教育、クラブ活動、体験授業、労作教育等、多様な教育活動を展開する。 生活の中で科学する教育を推進し、生徒の豊かな発想や発明を大切にしつつ、好奇心を刺激し、総合学習を可能な限り展開する。そのために体験学習・社会見学・野外実習・労作学習・実験実習・フィールド・ワークを多様な行事の中で実施する。		
	工 芸									
	造 形									
	保 健 体 育	70(2)	70(2)	70(2)	90(2.5)	90(2.5)	90(2.5)			
	(校外体育)	14	14	14						
情 報 基 礎	35(1)	35(1)	35(1)	70(2)	70(2)	35(1)				
(技術・家庭)	35	35	35							
外 国 語	175(5)	210(6)	210(6)	105(3)	105(3)	105(3)				
学 校 選 択 科 目	綜 合 学 習	105(3)	105(3)	105(3)	70 ~ 100	70 ~ 105	70 ~ 130			
	道 徳	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)			
	特 別 活 動	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)			
総 授 業 時 数		1,120(32)	1,155(33)	1,155(33)	980(28)	980(28)	980(28)			

(備考)

1. 「総合学習」は、「自由研究」と「全校体育」と「体験学習」をもって実施する。
2. 「道徳」は、「星槎の時間」と「労作教育」をもって実施する。
3. 「特別活動」は、「学級活動」や「ソーシャルスキルトレーニング」をもって実施する。
4. 日課表は、学校6日制で1~3年まで6時間授業/日を原則とする。
5. 「自由研究」、「全校体育」、「体験見学」などは土曜日に履修する。
6. 選択教科については、「学校選択」とし、生徒個々が選択する形はとらない。

別紙 2

- 1 特定事業の名称
805 IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
学校法人国際学園が設置する星槎中学校
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
構造改革特別区域計画の認定の日
- 4 特定事業の内容
 - (5) 事業主体
学校法人国際学園
 - (6) 事業が行われる区域
横浜市（平成17年4月に設置予定の私立星槎中学校）
 - (7) 事業の実施期間
平成17年4月1日の中学校設置認可以降
 - (8) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細
神奈川県横浜市緑区十日市場町 1726-4 に学校法人国際学園が設置する星槎中学校において、登校が困難な生徒に対し、継続した学習環境を保障し、支障なく学校復帰するための段階的な手段として、IT等を活用した学習活動を学校長が指導要録上出席扱いにすること及びその成果を評価に反映することを可能とする。
- 5 当該規制の特例措置の内容
 - (1) IT等の学習プログラム等の提供主体
学校法人国際学園が設置する星槎中学校
 - (2) 実施体制
星槎中学校に在籍し、引きこもり等により不登校の状態を早期に解決する見込みが難しい生徒が、自宅等において学習することを希望する場合には、担任教員やメンタルサポーター（特別支援教育に関する専門教育を受けている学生）が訪問し、学校への早期復帰と学習面での支援を行う。その具体的な支援の方途の一つとして、IT等の機器を活用して学習機会の確保と拡大を行うことにより、自宅等での学習と学校での学習の継続性を確保しつつ学習習慣の維持を図るものである。また、自宅での学習を出席扱いにするとともに、その成果を

評価に反映することとする。

担任教員又はメンタルサポーターが少なくとも一月に一度以上、定期的に自宅等を訪問し、対面指導を行うこととする。対面指導を通じてコミュニケーションづくりを行い、生徒間を中心とした外部との交信を通して常に家庭や当該生徒の人間関係を広く開いたものとするようにし、興味・関心を喚起するなどにより、引きこもり等の不登校状態の固定化を解消するようにする。

また、引きこもりの状態から学校復帰へ向けた段階の一つとして、教育内容については星槎中学校が提供するIT等を活用した学習プログラムを実施しながら、NPO法人「LD発達相談センター」等の、星槎中学校以外の星槎グループ関連教育施設を家庭外の生徒の居場所として活用することもあり得る。

なお、IT等を活用した学習活動は星槎中学校への復帰のための手段であることから、当該学習活動を実施している生徒の状況について、毎年度、横浜市に報告することとする。

(3) IT等を活用した学習活動に関する概要

< 特例措置の適応の判定 >

学校への復帰が困難な状況が続き、欠席が長期化する傾向にあると判断される場合には、担任教員は校内のスクールカウンセラーや当該生徒の家族との協議を行うとともに、星槎グループ内のNPO法人「LD発達相談センター」の職員の協力、もしくは「横浜国際福祉専門学校」の教職員の協力、必要があれば星槎大学の特別支援教育に関する専門の教員の指導を仰ぎ、学校長の許可によりIT等を活用した学習活動を実施する。

【第1段階】

担任教員（学級担任・教科担任）及び生徒から、電子メール・ファックス・手紙・電話等により多様なアプローチを行う。

【第2段階】

動機付けができた段階で、担任教員やメンタルサポーターが電子メールやファックス等を利用した交流を開始する。

【第3段階】

担任教員もしくはメンタルサポーターが家庭訪問し、IT等の活用による学習活動の支援について説明する。（家族にもカウンセリング等の協力を要請する。）

【第4段階】 この段階から出席扱いを可とする

担任教員又はメンタルサポーターが訪問指導による相談やコンピュータの基本操作を対面指導する。

【第5段階】

電子メール（添付資料も含む）又はファックス等により、学習教材や学習ソフトを提供し、日々の日課表による学習時間に縛られない個に応じた学習支援

プログラムによる学習を促す。

【第6段階】

学習課題に係るものを、家庭の近隣でデジタルカメラ等を使って撮った体験活動の記録保管やインターネット上での目的に沿った情報検索などの收拾と配信を促す。

【第7段階】

フリーメール等を使用したメーリングリストやホームページ等を利用して、学校に行く意味等について生徒同士が情報交換し、話し合い、認め合う。

【第8段階】(この段階を経ないで学校復帰もあり得る)

引きこもり等の不登校状態の固定化を解消するため、教育内容については星槎中学校が提供するIT等を活用した学習プログラムを実施しながら、段階的に、NPO法人「LD発達相談センター」等の星槎中学校以外の星槎グループ関連教育施設へ通うなど、家庭外に居場所を見つけることを促す。

【第9段階】

星槎中学校への登校。

(4) 校長が当該生徒を出席扱い等とする場合の判断の根拠

校長が当該生徒を出席扱い等とする場合の判断の根拠となる事項

ア 担任教員又はメンタルサポーターの家庭訪問により、相談や対面による学習支援が行われた場合

イ 担任教員又はメンタルサポーターとのメール交換やファックスなどの文字による交流ができた場合

ウ 担任教員又はメンタルサポーター等の家庭訪問により、コンピュータ操作の基本学習が行われた場合

IT等を活用した学習活動への生徒の取組状況の把握の方法及び成果の評価に反映させる事項

ア 学校長の許可の下に、IT等を活用した学習活動の特例措置を認められた生徒からの学習成果を示す具体的なレポートあるいは報告書等が担任教員やメンタルサポーターにより把握され、学校長がそれを認定した場合は出席扱いとする。

イ 出席扱いとする日数は、学習時間50分を1単位時間とし、1日を5単位時間とする。また、生徒の実態に応じ学校長は、学習時間を35分に削減し5日間かけて行うことで3単位時間と認定するなどの弾力的な学習を認めることができる。

ウ 不登校生徒のうち、IT等の活用によらない生徒に対しては、担任教員やメンタルサポーターが家庭訪問をし、対面指導を通して学習活動を支援する。

対面指導の内容(具体的手段、場所、指導する者、頻度)

- ア 個別教育計画(I E P)に即して、一人ひとりに応じた課題を作成する。
- イ 英語・数学・国語は、学年の枠を超えた習熟度別の段階型プリント教材を家庭もしくは星槎グループ内相談施設等に送付し、教科書や学習の手引きを基に学習し、中学校の担当教員の添削に供することで、理解の及ばない点に関する復習に当てる。自宅等での学習において不明な点がある場合には、メール等での質問に答える形で、各教科の教員等が学習支援に当たる。
- ウ 理科・社会についても、学習課題やテーマに沿ったプリント学習等の教材を送付する。これに対し、不登校生徒が教科書、学習の手引き、インターネット上の検索等で調べ学習を含めて自ら学び、提出された課題報告書に対して添削を行って学習支援を行うことは英語・数学・国語等と同様である。
- エ 美術や音楽等の芸術科目や技術・家庭、さらには保健・体育に関しては、作品の制作や鑑賞した感想等をまとめ、インターネットを活用した情報検索を行い、調べ学習等と併せてその成果を報告課題として提出し、添削を行う。
- オ 自分の興味や関心のある事柄を追求し、レポート等にまとめる。
- カ 学校長は、学校の休業日等を除き、少なくとも一月に一度は担任教員もしくはメンタルサポーターを自宅等に派遣し、当該生徒の現況について報告を求めることができる。なお、ITを活用した学習活動にあたっては、対面指導の機会を設けた学習支援のあり方を原則として学習機会の拡大に努めるものとする。

別紙 3

1 特定事業の名称

820(801-2)校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人国際学園が設置する星槎中学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(9) 事業主体

学校法人国際学園

(10) 事業が行われる区域

横浜市(平成17年4月に設置予定の私立星槎中学校)

(11) 事業の実施期間

平成17年4月1日の中学校設置認可以降

(12) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

神奈川県横浜市緑区十日市場町 1726-4 に学校法人国際学園が設置する星槎中学校においては、所轄庁である神奈川県知事が認めた場合、自己所有が原則である校地・校舎を借用にすることにより、教育内容の充実に充てることとする。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 教育上の特段の二一ズ

横浜市は353万人以上の人口を有し、市立小学校354校、市立中学校145校を設置運営している。また、市立小学校に18万2千人弱、市立中学校7万3千人弱の児童生徒が在学し、不登校児童生徒数は小学校1,064人、中学校2,409人であり、小学校で6学級に1人弱、中学校で1学級に1人強という割合であっても市全体としては多大な数となる。

さらに、横浜市立学校においては、在籍児童生徒数に占める不登校児童生徒の割合は、小学校で0.40%・中学校で3.18%であり、全国平均の小学校0.36%・中学校2.73%のいずれも上回っている。

横浜市では平成14年度よりスクールカウンセラーを全中学校に配置するなど、予防的対応や不登校児童生徒の状況にあった対応を行ってきた。しかしながら、不登校の現状を真摯に受け止め、増加傾向に歯止めを掛け、一人でも多くの児童生徒が充実した学校生活を送れるようにするため、平成16年度を新

たな不登校対策に取り組むためのスタートラインと考え、不登校対策アクションプランを策定し、不登校への具体的な取組みを実施していくこととしている。

また、本計画の実現により、学校法人国際学園が設置する不登校生徒を対象とした星槎中学校において、教育の特色の一つとする体験型の総合的な学習を行うにあたり、横浜市は自然環境の面では、多摩丘陵、丹沢山塊、箱根等の丘陵・山地部にも、湘南や相模湾等の海岸部にも近く、加えて近郊農業や京浜工業地帯の中核として、施設見学や社会見学等の立地にも恵まれているところである。

(参考1) 横浜市の規模

	人口	公立小学校		公立中学校	
		校数	学級数	校数	学級数
横浜市	3 5 3 万人	3 5 4 校	6,199 学級	1 4 5 校	2,279 学級
全国平均	4 万人	7 校	83 学級	3 校	35 学級

(参考2) 横浜市の不登校の現状

	小学校			中学校		
	児童数	不登校数	出現率	生徒数	不登校数	出現率
横浜市	181,882 人	1,064 人	0.59%	72,908 人	2,409 人	3.22%
全国平均	2,234 人	8 人	0.36%	1,159 人	33 人	2.73%

(2) 校地・校舎を自己所有しない理由

横浜市は人口353万人を有する人口過密地域であり、企業や住居が集積されることにより、他の地域に比べて地価が高額であることから、神奈川県私立中学校設置に関する取扱基準に定められた面積を有する校地・校舎の取得が非常に困難である。そのため、10年間の長期賃貸借契約を賃貸人と締結することにより、安定的・継続的な運営を担保することとする。また、専任のスクールカウンセラーを配置することや、教科教室制によって生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行うこと等により、取得に係る費用を教育内容の充実に充てることとする。